

しずおか安心すまい協議会入会に際して

団体認定住宅に関する取扱書

※入会に当たっては、必ずしずおか安心すまい協議会規約および、しずおか安心すまい協議会品質管理基準をご確認ください。

※当協議会が住宅保証機構株式会社(以下「機構」という。)の団体認定(団体Ⅱ)を受け、その会員が認定住宅として機構の保険契約申込をする場合、団体利用保険契約としての団体向け保険料が適用されます。

<団体利用保険申込を行う手順>

- 団体利用保険申込を行う住宅**は、当協議会が定める**品質管理基準に適合**することを会員**自ら確認**し、住宅の品質確保・向上に努めて下さい。
- 住宅の保険契約申込に先立ち、「**まもりすまい保険団体利用申込書**」を**協議会事務局に提出**し、協議会が定める**品質管理基準に適合**することの確認を受けてください。
- WEBによる保険申込**を行う場合は、「**まもりすまい保険団体利用申込書**」を、保険契約申込の添付書類に併せて送信してください。

<団体認定(団体Ⅱ)には以下の要件があります。ご理解ご協力をお願いします。>

	要件
取引規模	・団体の会員数が、機構の定める数以上であること。 ・機構での年間契約住宅戸数が、機構の定める戸数以上であること。ただし、初年度の実績は見込みとすることができる。
品質管理基準	・機構が定める「設計施工基準」を満たすとともに事故抑制に資する住宅に関する団体独自の品質管理基準等が定められていること。 ・団体本部が個々の申請住宅について設計図書等の点検を行い、上記の基準に適合することの証明を行うこと。
制度普及活動	・保険制度の内容や事務手続きの周知、設計施工基準・仕様の周知、事故抑制のための品質管理上の留意点の周知等について、制度普及活動を会員向けに実施する。
新技術に関する普及・調査活動	・機構が定める事故抑制に資する先導的な技術基準等を周知するとともに、これを団体独自の品質管理基準に反映させること。 ・上記の品質管理基準に関する仕様書・施工マニュアル等を作成し、技術の普及と施工の安定性を確保すること。 ・先導的な技術基準に関する施工上の課題、普及のための課題等について調査を行い、機構に報告すること。 ・機構の求めに応じ、会員に対する住宅技術等のアンケート調査、抽出による現地調査等により、住宅の施工実態に関する調査等を実施する。
事故調査への協力	・事故発生時に機構の事故調査に協力するとともに、発生原因について精査し、再発防止のための措置を講じること。
損害率	・損害率が機構の定める数値未満であること。ただし本規定は、認定後3年目から適用する。